

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金



vol. 86

2020年6月25日

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

事件報告 馬毛島訴訟

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

期日情報

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

●事務局より

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

1 やんばるの開発の現状と裁判

沖縄県北部のやんばるは、イタジイを中心とした亜熱帯照葉樹林帯が広がる森林地帯で、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネなどの固有種、希少種が多く生息しています。

やんばるでは、沖縄の本土復帰（1972年）以降、ダム開発、土地改良事業などの大型公共事業が行われてきました。現在問題になっているのは林道開発、伐採、森林施業など林業の名目で行われる開発です。とりわけ森林伐採は、皆伐という草木を全て伐採して山を丸裸にする方式で、毎年10ヘクタールの規模で動植物の生息地が破壊されています。伐採による赤土の流出は、サンゴを初めとした海の生態系にも悪影響を与えます。

林業とはいうものの、伐採した樹木の多くはチップ等として売却され、採算が取れません。しかし、伐採後、植林やその後の森林施業の過程で国庫から多額の補助金が出るため、その補助金目当てに伐採が行われるという悪循環が続いてきました。

このような開発を止めようと、2007年に沖縄県民が原告となって沖縄県に対し林道開設事業の公金支出差止めを求めた「第2次命の森やんばる訴訟」が提起されました。林道工事のみならず伐採、森林施業などの問題点が争点になり、沖縄県議会でも大きく取り上げられたこともあって林道建設工事は全て休止（事実上の中止）となりました。

第2次命の森やんばる訴訟やそれに先立つ第1次訴訟、それと連動して繰り広げられた粘り強い運動により、森林伐採の規模も大幅に縮小されてきました。

しかし、2016年、沖縄振興の名目で国が負担する一括交付金という制度を使って、生物多様性豊かなやんばる



第3次訴訟で問題となっている伐採地に隣接した森の中でノグチゲラも自動撮影カメラで撮影することができた

本来の森林が大規模に伐採されてしまいました。日本一大きなどんぐりの実をつけるオキナワウラジロガシの大木や、ノグチゲラの営巣が可能なイタジイの大木も伐採されました。

これに対して、2017年、沖縄県民の有志が、補助金の一部を負担した沖縄県を相手として、「第3次命の森やんばる訴訟」(違法公金支出金返還等請求事件)を提起しました。

2 第3次命の森やんばる訴訟

この裁判では、少なくとも50年から60年はほとんど人の手が入っていない森林を、「耕作放棄地」と決めつけて伐採したことが問題になっています。その後の造林に国の補助金が使われているのですが、「機能回復事業」という名目で補助金が支出されていました。「機能回復事業」というのは、本来、耕作放棄地で荒れ果てた場所や材木の生長が不良な土地を森林に作り替えるための事業です。荒れ果てた土地ならばまだしも、やんばるの本来の自然が残っている森林は、それ自体で「森林の多面的機能」、たとえば生物多様性保全や水源かん養といった機能を持っています。そのような森林を伐採して造林をすることは、「機能回復事業」の要件には合致しておらず、補助金を支出することは違法になります。

3 今後の展望

この第3次命の森やんばる訴訟では、第2次訴訟に引き続き、自然の権利基金からご支援をいただいています。

沖縄県や国頭村などの地元自治体は世界自然遺産登録を推進しており、そのこと自体は沖縄県民も歓迎していますが、その裏でこのような開発が推進されていることは沖縄県民にもよく知られていません。

この裁判は、そのような現状に対する一つの問題提起です。この裁判や、またその他の様々な活動を通して、多くの方にやんばるのすばらしさと現状を知っていただくこと、そして自然を活かしたまちづくりに政策転換することを目指して取り組みたいと思います。

私たちは、自然保護団体「やんばるDONぐり〜ず」を通して活動しています。伐採地の調査や、森の中の生物の記録も行っています。ホームページとFacebookで最新の活動を発信しています。ぜひご覧ください。

<https://yanbarudonguri.localinfo.jp/>
<https://www.facebook.com/yanbarudonguri/>

以上

(文・写真)

第3次命の森やんばる訴訟弁護団
弁護士喜多自然



第3次訴訟で問題となっている伐採地に隣接した森の中でヤンバルクイナの交尾の様子を自動撮影カメラで撮影することができた

事件報告 馬毛島訴訟

【馬毛島の開発の経緯】

マゲシカ(ニホンジカの固有亜種の一つ)など貴重な動植物が生息し、「宝の海」に囲まれた馬毛島の自然は、今、歴史に登場した平安末期以来1000年の歴史の中で、最大の危機にあります。

始まりは1975年、平和相互銀行(当時)の不正融資によって設立された馬毛島開発株式会社(現タストーンエアポート)が島ごとの買収に乗り出した事件に遡ります。その後、レジャー基地構想などいくつかの開発計画が挫折した後、2000年の採石事業から、本格的な開発が始まりました。以来20年、大規模な森林伐採によって島の姿は一変し、ドジョウやメダカは姿を消し、マゲシカは絶滅の危機に瀕し、周囲の海は開発場所から流出する大量の汚泥によってサンゴ礁が被度40%から0.1%に激減し、特産のナガラメが殆ど捕れなくなるなど、漁業資源が壊滅的な打撃を受けました。特に、社名をタストーンエアポートと改めた2011年頃から、林地開発許可や保安林解除手続き、環境アセスメントなど滑走路開発に必要な法律上の手続きを全く無視したまま、違法開発が進行しています。

そうしたところに、近時、日本政府が陸上空母着陸訓練(FCLP)の基地建設のため馬毛島を160億円もの値段をつけて買収した事件が、報道されました。開発の収束と漁場の復活を待ち望んでいる漁師たちにとってみれば、悪夢のような買収計画です。

そして、今年5月、防衛省が馬毛島の漁場の中でももっとも優れた場所の一つである横瀬地区に港湾を建設するという計画が明らかにされました。

【裁判の現状】

この1年、日本政府による馬毛島買収計画は、残念ながら司法にも影響を及ぼしているとする見解が、裁判の場で起きています。

一つは、鹿児島県知事に対する、タストンエアポートの森林法違反行為の停止命令と是正措置を求める義務付け行政訴訟の最高裁判決です。もう一つは、損害賠償請求民事訴訟に対する鹿児島地裁判決です。

(行政訴訟)

タストンエアポートは、西之表市に森林の伐採届けをしただけで、鹿児島県知事の許可を得ることなく森林を文字通り根こそぎ開発し飛行場建設を始めました。中には保安林に指定されている森林も含まれます。これは明らかな森林法違反行為で、罰則もあります。そして鹿児島県は停止命令や是正命令を出すことが出来ず。しかし、鹿児島県は見ても見ぬ振りを決めています。

そのため、2017年に漁師たちは鹿児島地裁において鹿児島県知事を被告に行政措置を義務付ける訴訟を起こしました。これに対して、鹿児島地裁、福岡高裁宮崎支部共に、漁師たちの原告適格自体を認めず、訴えを却下する判決を下しました。しかし、馬毛島の森林は、漁業資源を保護する目的をもった「魚付き林」です。魚付き林の違法伐採によって漁場が汚れて漁が出来なくなった事件について、是正措置を求める原告適格を漁師に認めないというのは、あまりに理不尽です。高裁判決には、理由中に明らかな法解釈上の誤りも認められました。

そのため、漁師たちは最高裁に上告しました。そして、2019年8月4日に、上告理由書を最高裁判所に提出しました。そうしたところ、10月24日に、最高裁から上告棄却決定が出されたのです。同時に提出していた上告受理申立てについても同様でした。

驚いたのは、内容もさることながら、上告理由提出から判決までわずか2ヶ月半という審理の短さです。本訴訟は、先例となる最高裁判決の後に行政事件訴訟法が改正され訴えの範囲と原告適格の範囲が広がられた後の事件です。先例は、果たして法改正によって変更されるべきか否かという重要な論点を含んでいます。加えて高裁判決における法解釈の誤りもありました。たとえどんな軽微な事件でも、調査官による調査には相応の時間をかけますし、その後の個々の裁判官のもとで検討が行われ、合議が行われます。同時に他の案件も抱える中で、どんなに急いでも判決までに半年はかかるのが通例です。2ヶ月半という異常な短さは、最高裁が、はじめから結論を決めていて、実質審理を省略したとしか考えられません。

(民事訴訟)

漁師たちは、タストンエアポートの違法開発によって生じた漁業被害の賠償を求める民事訴訟を、2016年11月24日に、鹿児島地裁に起こしました。途中、タストン社に対して2度にわたって破産の申立てがされるなどしたため（政治的な意図によるとの疑いがもたれています）、審理が中断しましたが、2019年6月5日に結審しました。そして判決は、9月18日。全文14頁、判決理由わずか5頁にも満たない請求棄却判決です。内容は、タストン社の主張を都合良くつまみ食いしただけの、問答無用のものでした。前提となった公害等調整委員会の採決（詳細な検討によって「違法開発」の事実を認めていました）が、57頁を費やした事実と比較して、あまりにもお座なり且つお粗末な判決と言わざるを得ず、行政の動きを付度したと疑わざるを得ません。

二つの判決後、防衛省は、待っていましたとばかりに、買収作業を本格化し、上述したとおり、昨年末に日本政府は馬毛島をタストンエアポートから160億円という政府評価の4倍の言い値で買い取ってしまいました。数々の違法行為を追認するどころか、値段まで付けて買い取ったのです。

(戦いは続く)

漁師たちは直ちに控訴し、現在、福岡高裁宮崎支部で審理が続いています。こちらの方は、1回で結審されてしまう不安もありましたが、幸いにして、数回の裁判が開かれています。司法の独立に対する信頼が揺らいでいると、裁判長が感じたのかも知れません。

次回期日は6月15日。現在、準備書面と証拠の補充提出を準備しています。

日本政府の暴挙に対しては、地元西之表市民だけでなく市長も抗議文を送って、対抗する姿勢を示しています。

(文・写真)

馬毛島訴訟弁護団 弁護士菅野庄一



原告団の集会（種子島・壱泊港で）

奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟カンパのご報告とお礼

今年2月に奄美「自然の権利」訴訟カンパのチラシを会報に同封、また支援している団体にも協力をお願いしたところ、2月～4月の合計で約114万円もお送りいただきました。コロナウィルス感染拡大で大変な状況の中、奄美嘉徳浜訴訟のために本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

事件報告 上関「自然の権利」訴訟、最高裁へ

関西電力（株）は原子力発電所を新設するために山口県熊毛郡上関町にある田ノ浦という海岸を埋め立てる計画を進めています。海岸を埋め立てるためには山口県知事が埋立免許を与えなければなりません。平成20年10月22日に埋立免許を与えてしまいました。今回の裁判はこの埋立免許が違法であるとして免許の取り消しを求めて裁判を進めてきました。残念ながら第1審、第2審とも却下判決がなされ原告の請求を退けられました。しかし、原告団は原発計画撤回まで諦めずに裁判を進めていくことが改めて確認され、上告となりました。

瀬戸内海は数多く埋立が進められたり、護岸整備が行われたため、自然海岸の大部分が失われてしまいました。原発予定地田ノ浦は、瀬戸内海の砂浜の特徴が残された、数少ない自然海岸です。小型クジラであるスナメリが生息するほか、世界的にも希少なカンムリウミスズメなど豊かな生態系が広がっています。

原発予定地からわずか4kmという祝島（いわいしま）という島があるのですが、漁業も盛んです。人は生態系の一部として自然の恵みを得て、豊かな文化を作ってきました。今回の裁判はスナメリや、カンムリウミスズメが原告になっていたほか、祝島島民、全国のところある人々が原告となりました。

裁判は負けてしまいましたが、まだ最高裁があります。また、裁判を進める中で多くの人々が反対運動を支援し、メディアにも報道されてきました。原発反対運動は裁判ばかりではありません。自然を愛し、原子力に頼らない生活を求める人たちが、いろいろな形で上関原発に反対しています。原告や弁護団も上関原発計画が白紙撤回されるまで戦い続けるつもりです。どうかご支援よろしくおねがいいたします。

(文)上関「自然の権利」訴訟弁護団 弁護士籠橋隆明



ヒジキ・メバル稚魚（写真提供：上関の自然を守る会）



カンムリウミスズメ（写真提供：泊寿彦様）

期日情報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

6月19日 13:30～ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】 広島高等裁判所

4月17日 15:00～ 判決(棄却判決)

◆5月1日 上告

【亀岡駅北&スタジアム問題】 大阪高等裁判所

・住民訴訟 4月22日は取消 期日変更のため未定

・取消訴訟

2019年11月19日 地裁判決：1名のみ棄却、ほかは却下

控訴審 大阪高裁 2019年12月13日 控訴

6月10日 16:00～ 進行協議

9月1日 13:15～ 口頭弁論

【第3次命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

7月7日 11:00～ 口頭弁論

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

3月10日 13:30～ 進行協議(弁論から変更)

6月4日 13:30～ 進行協議(弁論から変更)

9月10日 口頭弁論

【天ヶ瀬ダム再開事業差止事件】 京都地方裁判所

6月25日 13:15～ 判決

【有明】

小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]

2020年3月23日 福岡高裁に控訴

請求異議訴訟(差戻審)

7月3日 13:30～ 口頭弁論

【馬毛島】

損害賠償請求事件(福岡高裁宮崎支部)

6月15日 13:30 進行協議

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

3月15日に「遊神館」で行った「里山を使った町づくりは」、町内外から26名の参加者がありました。筆者が未利用材を使った地域エネルギー事業化を行政を巻き込んで進行している報告を行った後、みなかみ水力電気(株)の酒井千富氏が小水力発電の調査活動報告を行いました。続いて環境ジャーナリストの小澤祥司氏が「人口減少社会で持続可能な地域をどう構想するか」のテーマを-食・エネルギー・福祉と教育の自給-の視点で解き明かしてくれました。

みなかみの主産業が農業から観光業にシフトして久しいけれど、新型コロナウイルスによって宿泊・飲食サービス業は大打撃を受けています。外部(地域外資本やインバウンドといったもの)に依存することがいかに脆弱であるかは、3.11で経験したはずなのに産業構造を変えられなかった今日、また外部依存が地域社会を混乱に陥れています。

みなかみは里山や農地がたくさんある農山村地域ですが、足元にある美しい宝の山を荒廃させてきました。農地を汚染しない小規模農業(有機農業)は畝一本で始められるし、家庭菜園や日曜百姓でも健康増進やストレス解消のみならず、かなりの部分の自給自足が可能です。持続可能な経済活動は、メダカの泳ぐ小川や赤トンボが乱舞する田んぼを復活させるでしょう。

現金収入の少ない地方生活者に重くのしかかる教育費と医療費を、地域エネルギーでカバーしようというのがみなかみプロジェクトの基本理念です。

(文・写真) 有限会社建築工房 無有 代表取締役 河合純男



無有の薪を使って焼き芋屋を開業した！ターナー



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

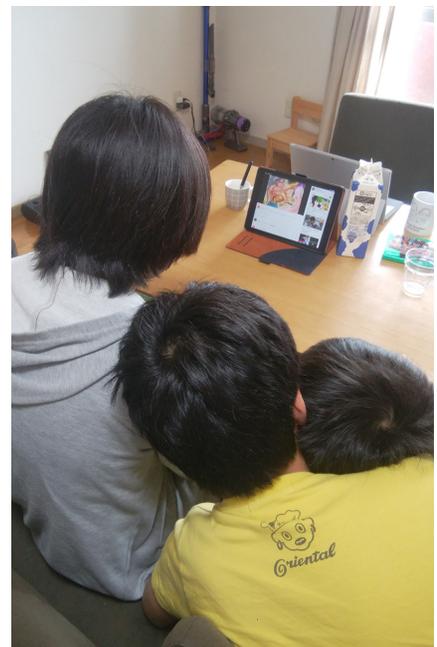
思いもかけないほど、子どもたちと長い時間を一緒にすごしています。仕事をしているときは1日24時間のうちほぼ半分は職場と通勤。残りの7割は眠っていて、子どもたちと過ごす時間は実質的に数時間であったのが、Stay homeで職場が家になり通勤がなくなり、毎日が日曜日のような状態に。

テレワークはもともとやっていたのですが、子どもたちもずっと一緒にいる環境では初めて。末っ子はこの4月で小学2年生ですが、まだまだ一人で学習はできません。複雑な修正経緯をたどった文書を、あと5分で理由とともに協議関係者に共有し納得してもらわないといけないという切迫した状況の横で、「こぞうのパオのこのときのきもちって、どういうこと？わからないからおしえてよう！！！」と大騒ぎする息子。

最初は集中できなくて、仕事の質も効率もさがるとイライラしていましたが、そもそも質と効率の悪さは自分の能力の問題。イライラしたところで、なにも改善しません。なにより、先生となる人がいなければ勉強できないという低学年の子どもの主張も、この上なく合理的で当然なものです。自分の仕事と子どもの勉強とどっちが大事か？比べるものではありませんが、無意識に、深く考えもせず、仕事が最優先という思い込みで支配されていた自分に、あらためて気付かされました。

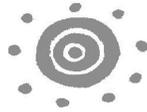
最近、これも集中と切り替えのスイッチを研ぎ澄ます訓練だと認識をあらため、修行に励む日々です。

(文・写真) 田宮代子



Stay home の子どもたちのために期間限定で無料公開された30年前のアニメをみている子どもたち(星座の戦士が神と戦うお話)。

命はじゅんぐり



愛知県しずしよ新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。これから数回、農の現場から百姓の生の声をお届けします。

鳥インフルエンザ騒動に思う ④ 幸せな卵

2011年2月14日 新城市内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生。愛知県が誇る地鶏名古屋コーチン業界の最大手。採卵用種鶏からヒナを育てる唯一の民間孵化場でもある。2万羽近い鶏は殺処分された。

福津農園は山脈を越えた7,5kmの距離にあり、卵も鶏も搬出禁止となった。少量の自家消費分以外は毎日百数十個づつ在庫が増える。賞味期限のある生き物なのにどうしよう！朝市や宅配の消費者にはゴメンナサイの連発。行政的には申告すれば一般市販卵を基準にした補償があるものの気乗りしない。

搬出停止から10日経つ頃から電話が入り始めた。「福津農園の卵はおいしくて長持ちするので皆にあげると喜ばれるから、搬出解禁になったら沢山ちょうだい。」涙がこぼれた。事件後最初に思った地元の保育園の給食用に少しあげて、あとの解禁までの2週間分の在庫は直ぐに無くなった。何事も無かったように。電話の主の一人はよく親子連れで来園した人。農園に着くと鶏小屋へ行き、生い茂る鶏舎回りの草をむしって与える子供たち。鶏も嬉しそうに子供の近くへ大集合。捕えたイナゴを与えると鶏走りで大運動会だ。子供たちにとってこれがたまらなく楽しいようだ。こうした交流こそが、地域の豊かな食文化を支える。

愛と信頼に支えられる幸せな卵をこれからも大切にしたい。

(文) 福津農園 松沢政満



事務局より

紫陽花の色の移ろいが見事な季節、みなさまお変わりございませんでしょうか。緊急事態宣言は解除されましたが、ほっと一安心とはまだまだ言いがたい状況です。家で過ごす時間のなかで、会報を手にとっていただけましたら幸いです。さて、2月の通信発送の際に今年度の会費のお願いをいたしましたところ、たくさんの方々に会費や活動カンパをお送りいただきました。本当にありがとうございます。通信に同封しました奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟についても、たくさんのご支援をいただきまして、心より感謝申し上げます。お寄せいただいたメッセージも大変心強く感じております。ひきつづきご支援いただけましたら幸いです。では、長雨の季節でもありますので、体調をくずさないようお気をつけてお過ごしください。



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.86

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ) シゼンノケンリキケン